

政令第 号

教職員養成審議会令

内閣は、文部省設置法一昭和二十四年法律第百四十六号一第二十四條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

一 所掌事務

第一條 教職員養成審議会一以下「審議会」といふ。一は、文部大臣の諮問に應じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

- 一 教育職員の養成制度に關する事項
- 二 教育職員の養成計画に關する事項
- 三 現職教育その他教育職員の資質向上に關する事項

第二條 審議会は、委員二十人以内で組織する。

第三條 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第四條 委員及び臨時委員は、教育職員、学識経験のある者及び關係各廳の職員のうちから、文部大臣が任命する。

第五條 關係各廳の職員以外の者のうちから任命された委員の任期は、一年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

第六條 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

第七條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第八條 委員により会長として互選された者は、審議会の会務を総理する。

第九條 委員により副会長として互選された者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第十條 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

第十一條 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第十二條 審議会の庶務は、文部省大学学術局において処理する。

第十三條 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

5-2
15
天野 14